

原子力規制委員会行政文書管理要領(原規総発第 120919005 号)の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 3 月 19 日から施行する。

旧 規 程						新 規 程						
別表第4(その他の法令) (1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)関係						別表第4(その他の法令) (1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)関係						
事項 番号	主管 課	専決事項	専決 者	合議者	委員会 への報 告の要 否	事項 番号	主管 課	専決事項	専決 者	合議者	委員会 への報 告の要 否	
		(新設)				1	主管 課等	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)第28条第3項の規定による独立行政法人評価委員会(以下この表において「評価委員会」という。)の意見の聴取に関する事	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				2	主管 課等	通則法第29条第1項の規定による中期目標の策定(変更を含む)に関する事。(第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
1	主管 課等	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)第29条第1項の規定による中期目標の公表に関する事。	課長		政策評価・広聴広報課長	否	3	主管 課等	通則法第29条第1項の規定による中期目標の指示及び公表に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)				4	主管 課等	通則法第29条第2項の規定による中期目標の期間の決定に関する事(第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				5	主管 課等	通則法第30条第1項の規定による中期計画の認可(変更の場合を含む)に関する事(第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				6	主管 課等	通則法第35条第2項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				7	主管 課等	通則法第38条第1項の規定による財務諸表の承認に関する事及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				8	主管 課等	通則法第40条の規定による会計監査人の選任に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				9	主管 課等	通則法第43条の規定による会計監査人の解任に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
		(新設)				10	主管 課等	通則法第44条第3項の規定による余剰金の使途の承認に関する事及び同条第4項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	
2	主管 課等	通則法第45条第1項ただし書の規定による短期借入金の認可に関する事、同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借り換えの認可に関する事及び同条第4項の規定による短期借入金の認可についての評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		政策評価・広聴広報課長	否	11	主管 課等	通則法第45条第1項ただし書の規定による短期借入金の認可に関する事、同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借り換えの認可に関する事及び同条第4項の規定による短期借入金の認可についての評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)				12	主管 課等	通則法第46条の2第1項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可に関する事、同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る認可及び金額の算定基準の決定に関する事、同条第3項ただし書の規程による国庫納付しないことについての認可に関する事、同条第4項の規定による資本金の減少の額の決定に関する事並びに同条第5項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	

		(新設)			
3	主管課等	通則法第47条の規定による有価証券又は金融機関の指定に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)			
4	主管課等	通則法第62条で準用する第53条第1項の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の届出についての独立行政法人評価委員会への通知に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
5	主管課等	第64条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り。)	長官	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

(略)

13	主管課等	通則法第46条の3第1項の規定による民間出資等に係る不要財産の払い戻しの請求の催告の認可及び不要財産に係る出資額の決定に関すること、同条第3項の規定による民間等出資に係る払戻金額の算定に係る基準及び持分の額の決定に関すること並びに同条第6項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
14	主管課等	通則法第47条の規定による有価証券又は金融機関の指定に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
15	主管課等	通則法第48条第1項の規定による重要な財産の譲渡等の認可に関する事及び同条第2項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
16	主管課等	通則法第53条第1項(通則法第62条で準用する場合を含む。)の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の届出についての評価委員会への通知に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
17	主管課等	通則法第64条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関する事。(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り。)	長官	政策評価・広聴広報課長	否
18	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関する事。(第29条第1項及び第30条第1項に係るものを除く。)	長官	政策評価・広聴広報課長	否
19	主管課等	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令(平成12年政令第316号。以下この表において「共通事項政令」という。)第2条の規定による負債相当金額の算定方法に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
20	主管課等	共通事項政令第2条の2第2項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
21	主管課等	共通事項政令第2条の3第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の国庫納付に係る財務大臣への通知に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
22	主管課等	共通事項政令第2条の2第3項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
23	主管課等	共通事項政令第2条の4第4項(第2条の5第3項で準用する場合を含む。)に定める不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る金額の独立行政法人への通知に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
24	主管課等	共通事項政令第2条の4第5項(第2条の5第3項で準用する場合を含む。)に定める不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る期日の指定に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
25	主管課等	共通事項政令第2条の5第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る財務大臣への通知に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
26	主管課等	共通事項政令第2条の6第3項の規定による簿価超過額の国庫納付に係る期日の指定に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
27	主管課等	共通事項政令第2条の7の規定による国庫に納付する不要財産等の帰属する会計の決定に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
28	主管課等	共通事項政令第2条の8第1項の規定による資本金の減少に係る独立行政法人への通知及び同条第3項の規定による資本金減少の報告に係る財務大臣への通知に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
29	主管課等	共通事項政令第6条の規定による国庫納付金の納付に係る財務大臣への送付に関する事。	課長	政策評価・広聴広報課長	否

(略)

(新設)

(8) 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成14年法律第179号)関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	総務課	独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成14年法律第179号。)第15条第2項の規定による積立金の処分にあつての独法評価委員会の意見の聴取に關すること及び財務大臣への協議に關すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
2	総務課	独立行政法人原子力安全基盤機構に關する省令(平成15年經濟産業省令第94号。以下この表において「機構に關する省令」という。)第9条の規定による償却資産の指定に關すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
3	総務課	機構に關する省令第9条の2の規定による除去費用等の指定に關すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
4	総務課	機構に關する省令第9条の3の規定による譲渡取引の指定に關すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否